

(一社) 小千谷青年会議所運営原則

申し合わせ事項

正副理事長会議

- (1) 正副理事長会議の総括責任者は専務理事とする。
- (2) 正副理事長会議の構成は理事長、直前理事長、副理事長、専務理事とし、議長は理事長がこれにあたる。
- (3) 顧問及び監事は正副理事長会議に出席し意見を述べなければならない。
- (4) 事務局長、財政局長及び理事は常時出席できる。

この他正副理事長会議構成者が必要と認めた者はオブザーバーとして出席できる。

- (5) 正副理事長会議は理事会に先だって必ず開催しなければならない。
- (6) 理事会にかける案件を審議し理事会に発議する。

(7) 担当副理事長を通して上がってくる委員会決定事項及び委員会活動を審議し、承認した事項を理事会に報告する。

理事会

- (1) 理事会の総括責任者は専務理事とする。
- (2) 理事会構成者は理事長、副理事長、専務理事、理事とし、議長は理事長がこれにあたる。
- (3) 直前理事長、顧問、監事及び日本青年会議所、地区協議会、ブロック協議会への出向者は理事会に出席し意見を述べなければならない。

(4) 理事会へ提出する議案は、原則として正副理事長会議を経たものに限る。但し議案作成に関わった者以外の一名以上の理事の賛同がある場合はこの限りではない。

- (5) 理事会の議事録の作成は、前年度中に理事候補者会議にて担当する組織を決定する。

- (6) 理事会の運営は総務担当理事がこれを行う。

(7) 年頭に於いて、諸規則及び運営上の取り決めの確認を行う。また、その中で全員参加事業及び新たな会費負担が伴う事業・活動は、定款第 25 条により総会に諮らなければならない。

(8) 理事会で決定した事項に関して理事はその責任を負い、事業活動により責務超過が発生した場合は、理事が均等に責任を負うものとする。ただし、反対の意思表示を明確に表明した理事はこの限りではない。

- (9) 理事会での審議内容及び決議は、例会・その他の手段で会員に報告しなければならない。

(10) 対外団体からの協力・後援・共催などの要請があったときは、別に定める依頼書の提出を求め、理事会で審議しなければならない。要請受諾を決したならば速やかに会員に告知しなければならない。

- (11) 入会 3 年以下の会員を対象にオリエンテーションを年 1 回以上企画しなければならない。

(12) 理事会にて承認する事項である、会員資格規定第 14 条第 2 項に定める「特別な事情」を有する者を下記に例示する。尚、この例示は他の事情による減免を妨げるものではない。

- ・ 勤務先の都合により、積極的な活動の意思がありながら、長期間に渡って活動をするこ

とができない者

- ・健康上の都合により、積極的な活動の意思がありながら、長期間に渡って活動をするこ

とができない者

・一親等以内の親族の都合により、積極的な活動の意思がありながら、長期間に渡って活動をする事ができない者

委員長、副委員長の役割について

<委員長>

1. 委員長は委員会を代表して会務を統括する。
2. 特に定める場合以外委員会の議長となる。
3. 担当副理事長を補佐する。
4. 理事会に副理事長を通じて議題を提出し、理事会に出席し関係議題について意見を述べなければならない。
5. 各種大会、コンファレンス、セミナー、シンポジウムには積極的に参加する。
6. 事業計画遂行のための協賛金、寄附金、特別負担金等がある場合は、事業計画書及び予算を理事会に提出し、総会の決定を得る。又、事業年度終了後はただちに事業報告書、決算書を担当副理事長に提出し、理事会を経て総会の決定を得る。
7. 次年度委員長及び委員が決定しだい速やかに委員会を開催し、次年度理事長方針に沿い事業計画案・予算案を作成し担当副理事長を通し理事長に提出する。
8. 委員長は担当委員会を招集し、主宰し、本会の目的達成に必要な事業の推進にあたる。また、その執行責任者である。
9. 事業終了後速やかに、事業報告書（申し送り事項、反省などを含み、事業内容がよく判るように写真や添付資料を添える事）決算書を作成し担当副理事長を通し、理事長に報告し理事会の承認をとる。
10. 委員長は青年会議所活動全般に渡る諸規則、慣例、各役職の職務を熟知し委員に周知徹底させる。

<副委員長>

1. 副委員長は委員長を補佐し、万一事故ある時は、その職務を代行する。
2. 事業計画の具体化の為に、担当職務を掌握し、会務を執行する。
3. 事業計画遂行の為に資料、文献、印刷物を十分に調整し、事前に準備する。
4. 各事業計画の具体化に伴う予算配分を充分配慮しチェックする。
5. 委員長と共に各種大会、コンファレンス、セミナー、シンポジウムに積極的に参加する。

附則

令和2年1月1日一部改訂